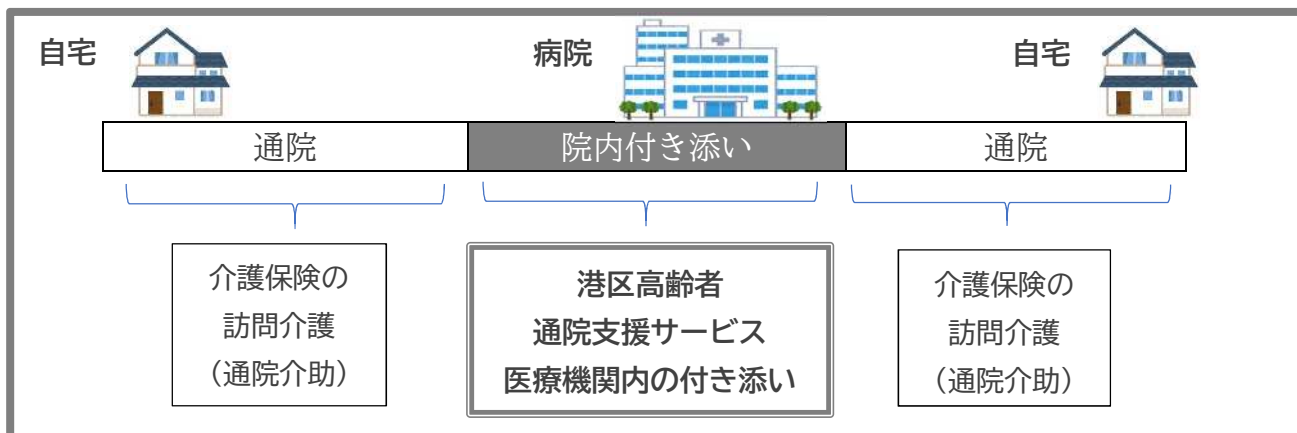


港区高齢者通院支援サービスのご案内

医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度では対象とならない医療機関内の待ち時間における付き添いサービスを提供します。



利用できる方

次のすべての要件を満たす方

- ① 港区在住で、介護保険の加入者であること
- ② 介護認定で要介護1～5の認定を受けていること
- ③ ケアプランに訪問介護(通院介助)又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されていること

通院支援サービス内容

医療機関内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービスを実施します。

利用時間・回数

1回あたり3時間まで、かつ、月3回まで

サービス時間帯

午前8時から午後6時まで

利用者負担金の支払いについて

利用者が通院支援サービス事業者へ支払います。

通院支援サービス事業者について

港区と契約している事業者からお選びください。

利用者負担金

- ・ サービス利用に要した費用の1割を負担します。
- ・ 「介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担助成」を受けている人は3%に軽減します。
- ・ 生活保護受給者は無料です。

令和8年4月1日から利用者負担金は、以下のとおりとなります。

利用時間 (負担割合)	利用者負担金		
	一 般 (1割負担)	ホームヘルプサービス等の 利用者負担助成の受給者 (3%負担)	生活保護 受給者 (免除)
30分まで	250円	70円	0円
1時間まで	370円	110円	
1時間30分まで	500円	150円	
2時間まで	620円	180円	
2時間30分まで	750円	220円	
3時間まで	870円	260円	

問い合わせ先

港区役所 高齢者支援課在宅支援係 通院支援サービス担当
03-3578-2400~2406

